

ご案内

野生動物にエサを  
与えないで下さい

近年、市内ではタヌキやハクビ  
シン、アライグマ等による農作物  
への被害のほか、生ゴミを散らか  
したり、家屋に侵入するといった

被害が急増しています。  
野生動物に安易にエサを与える  
と、個体数が増え、人間を恐れな  
くなり人間生活に入りやすくなっ  
たり、動物の生態系を崩す恐れが  
あります。

この時期は、長雨や集中豪雨で  
地盤がゆるみ、がけやよう壁など  
が崩れて被害をもたらすことがあ  
ります。日ごろから家の周囲の安  
全を確かめ、危ない石積みや土留  
めは補強し、雨水の排水をよくす  
るなど、安全対策に心掛けましよ

また、各市民センター  
などにはボランティア保  
険のパンフレットがあり  
ますので、あわせてご覧  
下さい。  
問 安全対策課 ☎724・  
3254

市民対象型  
ボランティア保険の対象が拡大

市では、市民の皆さんに安心し  
てボランティア活動をしていただ  
くために、昨年度に引き続き5月  
1日から市民対象型  
の新しい「町田市ボ  
ランティア活動災害  
補償保険」に加入し  
ました。

また、6月1日か  
ら活動対象範囲が拡  
大され、町田市青少  
年指導者賠償責任保  
険制度のスポーツ団  
体等の指導者、子ど  
も110番の家、子  
供会やPTA活動  
(PTA活動につい  
ては損害賠償責任事  
故のみ対象となりま  
す。)も新たに対象  
になります。「別表  
1」4参照

事故が発生した際  
には市の担当課(団  
体の活動を所管する  
課)へ、市のいすれ  
の所管課にも属さな  
いものは市民部安全  
対策課へそれぞれ報  
告をしていただくよ  
うになります。  
町田市ホームページ

別表1 補償対象となるボランティア活動

- 清掃活動(道路、河川、公園、その他の公共施設の清掃等) ●資源回収活動 ●生活品リサイクル活動 ●社会福祉施設援護活動(建物の修理、植木の手入れ、リハビリテーション、訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、理・美容、マッサージ、通園・送迎の介助、託児、カウンセリング、点訳、朗読奉仕等) ●在宅高齢者・身体障がい者等のホームヘルプ活動 ●ガイドヘルプ活動 ●手話通訳活動 ●就労・社会復帰のための援護活動 ●家庭・地域文庫活動 ●街頭募金活動 ●スポーツ活動(ただし、山岳登山、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗、その他これらに類する危険度が高い運動を除く) ●文化活動(料理、コーラス、コンサート、映画上映、絵画、華道、詩吟、茶道、民謡おどり、ダンス、短歌、盆栽、俳句、邦楽、謡曲、演劇、歴史学習等) ●防犯活動(町内会・自治会、老人クラブ、子ども会、PTA等が行う活動及びワンワンパトロールを含む) ●交通安全活動 ●違法駐車追放パトロール活動 ●違反広告物除却活動 ●アダプト活動 ●特色ある学校づくり推進活動 ●健康づくり推進活動 ●緑化活動(野焼きもしくは山焼きを行う、またはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動を除く) ●害虫防除・駆除活動 ●草刈り活動 ●住民検診活動 ●青少年健全育成活動 ●子ども110番の家活動 ●小・中学校支援ボランティア推進活動 ●図書指導活動 ●小学校の水泳指導監視活動 ●課外クラブ外部指導活動等

別表2 補償対象とならないその他の活動

- ボランティア活動とは考え難いもの  
(例) 学校管理下にある先生、児童・生徒が行う活動  
特定の政党もしくは宗教に関わる活動  
営利を目的とする活動または職業として行う活動  
有償ボランティア活動  
(例) 時給、日給等の報酬が支払われている場合  
社会福祉施設などのボランティア活動でボランティアが給料や報酬を受けている場合  
保険上免責となっているボランティア活動  
(例) 海難救助または山岳ボランティア活動

別表3 町田市青少年指導者賠償責任保険制度

(以下、「賠償責任保険」)の移行について

移行後(ボランティア活動災害補償保険)				移行前(町田市青少年指導者賠償責任保険制度)					
	加入手続き	賠償責任	指導者のケガ	子どものケガ		加入手続き	賠償責任	指導者のケガ	子どものケガ
PTA	x(必要なし)	(対象)	x(対象外)	x(対象外)	PTA	(必要)	(対象)	x(対象外)	x(対象外)
子ども会	x(必要なし)	(対象)	x(対象)	x(対象外)	子ども会	(必要)	(対象)	x(対象外)	x(対象外)
スポーツ団体等	x(必要なし)	(対象)	x(対象)	x(対象外)	スポーツ団体等	(必要)	(対象)	x(対象外)	x(対象外)

PTAはPTA活動賠償責任保険の対象となります。  
子ども会・スポーツ団体等はボランティア活動災害補償保険の対象となります。  
スポーツ団体等で別表2に該当する団体はボランティア保険の対象となりません。

別表4 補償金額

ボランティア活動災害補償保険...損害賠償責任事故・傷害事故の補償があります。

損害賠償責任事故		傷害事故	
身体賠償(対人)	1人につき1億円を限度 1事故につき3億円を限度	死亡補償金	1,300万円
財物賠償(対物)	1事故につき500万円を限度	後遺障害補償金	1,300万円を限度
人格権侵害	1事故につき1億円を限度	入院補償金	1日5,000円 (180日を限度)
保管物賠償	1事故につき300万円を限度	通院補償金	1日3,000円 (90日を限度)

PTA活動賠償責任保険...損害賠償責任事故の補償のみとなります。

身体賠償(対人)	1人につき1億円 1事故につき3億円
財物賠償(対物)	1事故につき500万円
受託品賠償	1事故につき300万円

長雨や集中豪雨の時期です  
家のまわりの再点検を

善等の勧告を受けている方は、必  
ず補強、改良などの工事を行って  
下さい。  
なお、よう壁などを築造するこ  
とがあります。

補助制度

【地域のとりくみを応援します】  
町内会・自治会や子ども会など  
の地域の団体(地域コミュニティ  
イ)と、専門のテーマを持って活  
動しているNPO法人やボランテ  
ィア団体(テーマコミュニティ)  
が連携・協力して事業を行う場合  
に、その事業費を補助します。  
補助対象 地域コミュニティ  
(町内会・自治会、子ども会、老  
人クラブ、商店会、婦人会、おや  
じの会、PTA、地域のまちづく  
り団体など)または、テーマコミ  
ュニティ(NPO法人、任意のボ  
ランティア団体など)  
補助金額 事業に必要な経費の  
4分の3以内(上限は10万円)  
申し込み 7月31日(火)まで  
に申請(第1回締め切り)  
町市民活動振興課 ☎723・28  
91

高齢者のための福祉のてびき

高齢者福祉制度の概要を掲載し  
た、「高齢者のための福祉のてび  
き」を、民生委員が6月中旬から  
70歳以上の方のお宅を訪問し、お  
配りします。毎日の暮らしにご活  
用下さい。  
なお、訪問の際に、民生委員が  
近況をお伺いする場合があります  
のでご協力お願いします。  
町高齢者福祉課 ☎724・404  
8

70歳以上の方に  
民生委員が配ります

平成19年1月1日以前から町田  
市に在住している方は、所得証明  
書の添付は必要ありません。  
その他、戸籍謄本等が必要な場  
合がありますので、お送りした通  
知でご確認下さい。  
お問い合わせは町田市コールセ  
ンター(☎724・5656)  
町子ども総務課 ☎724・213  
9、2143

無料ごみ袋を  
配布します

平成19年4月1日現在、70歳以  
上の高齢者の方に医療制度改革や  
税制改正による経済的負担の軽減  
のため、ごみの指定収集袋を一定  
枚数無料で配布します。詳細は本  
紙7月1日号でお知らせします。  
町子ども総務課 ☎797・053  
48

児童手当・特例給付・児童育成手  
当を受給している方  
現況届の提出を

資金の融資を行っています。  
町開発指導課 ☎709・0569  
地域・テーマコミュニティ協働事  
業  
【期日・提出方法】  
対象の方にはすでに現況届の用  
紙を送付していますので、必要事  
項を記入のうえ、6月29日まで  
(必着)に子ども総務課へ提出し  
て下さい(郵送可)。  
各市民センター等での受付は行  
っていませんのでご注意ください。  
【添付書類】  
受給者(保護者)の健康保険証  
(写し)・児童手当・特例給付を  
受けている方で、国民年金以外  
の年金に加入している場合  
健康保険証で厚生年金等への加  
入状況が確認できない方は、年金  
加入証明書が必要となります。  
受給者(保護者)の平成19年度  
(平成18年中)の所得証明書・各  
手当を受給している方で、平成19  
年1月2日以降町田市へ転入され  
た方は、1月1日現在の住民登録  
地の市区町村からお取り寄せ下さ  
い。

町田市民ホール事業

入場希望の方は電話で町田市民ホール(☎728・4300)へ。  
※初日は電話のみの受付です。  
※電話はおかけ間違いのないようお願いいたします。  
休館日 第1・3月曜日(祝日のときはその翌日)  
受付時間 午前8時30分〜午後5時

町田市民ホール事業  
WAAHHA本舗 presents  
梅ちゃんの青い童話「青空姫」  
素敵な王子様は誰?  
姫を目覚めさせるのはア  
ナタ!  
祝・歌手生活20周年。  
新たな梅ちゃんの誕生!!  
9月13日(木)  
午後6時30分開演  
前売 5800円  
当日 6600円  
(税込、全席指定)  
6歳以上のお子さんから入場で  
予約受付開始  
【6月19日前8時30分から電話  
予約受付開始】



中村勘太郎 中村七之助  
錦秋特別公演  
9月18日(火)  
午後2時30分開演  
午後6時30分開演  
6000円  
(税込、全席指定)  
【6月12日前8時30分から電話  
予約受付開始】



紙7月1日号でお知らせします。  
町子ども総務課 ☎797・053  
48